

文教産業常任委員会記録

1. 開催日時 平成 29 年 3 月 10 日（金） 午後 1 時 00 分
2. 場 所 市議会第 3 委員会室
3. 出席委員
重村委員長・重廣副委員長・金崎委員・大草委員・林委員・先野委員・
山根委員・長尾委員・田村大治郎委員
4. 委員外出席議員
なし
5. 欠席委員
なし
6. 執行部出席者
別紙
7. 議会事務局職員
永田局長・岡田次長・佐伯主任主事
8. 協議事項
3 月定例会（2 月 28 日）から付託された事件（議案 10 件）
9. 傍聴者
なし
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午後 1 時 00 分 閉会 午後 1 時 44 分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

平成 29 年 3 月 10 日

文教産業常任委員長 重 村 法 弘

記 録 調 製 者 岡 田 年 生

重村委員長 皆さんお疲れでございます。本日の出席委員については委員 9 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、8 日に引き続き、文教産業常任委員会を開会します。

それでは、初めに、議案第 15 号「平成 29 年度長門市水道事業会計予算」を議題とします。第 1 条「総則」から第 9 条「たな卸(おろし)資産購入限度額」までを一括して審査します。

執行部の補足説明がありましたらお願いします。

谷村水道課長 平成 29 年度当初予算は、事業統合により俵山簡易水道事業を除く他の事業を長門上水道事業に統合する予定であることから、1 つの上水道事業、1 つの簡易水道事業とした新たな枠組みで、予算を編成しています。はじめに、収益的収入及び支出予算ですが、収入では、年間給水量に応じた給水収益を 5 億 5,550 万円と見込み、営業外収益と合わせ 7 億 4,536 万 5 千円を計上しています。支出では、営業費用として、施設の維持管理費用や事業の運営に要する経費のほか、現金の支出を伴わない減価償却費等を費用化し、営業外費用と合わせ 7 億 1,413 万 8 千円を計上しています。次に、資本的収入及び支出予算ですが、収入では、建設改良工事の財源として、企業債や国庫補助金等により 1 億 8,936 万 4 千円を受入れる予定としています。支出では、建設改良費として、配水管の布設替工事や田上浄水場整備工事を継続して行う予定とし、企業債償還金と合わせ 5 億 1,805 万 8 千円を計上しています。なお、支出額に対して不足する 3 億 2,869 万 4 千円につきましては、減価償却費を主とした損益勘定内部留保資金等により補填する予定としています。

重村委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

林委員 それではちょっと 1 点ほどお尋ねしますが、予算書 10 ページの「職員給与費」に関連しますが、29 年度というのは、28 年度当初に比べて、職員の動向によるとか変動っていうのはあるんですか。

谷村水道課長 29 年度の当初予算では、28 年度に 1 名ほど職員が育休で休んでおりました。その育休で休んだ職員が 29 年度 4 月から復帰するというので、1 名増という形になります。増といいますか元に戻ったということです。

林委員 なぜこういうことを聞いたかという、去年の 1 月 24 日か 25 日にかけて断水事案というのが発生して、そのとき、私あとで、去年の 12 月定例会の一般質問で職員の労務管理について一般質問させていただいてます。その事前調査でいろいろ調べていくと、断水事案でかなり水道課の職員さんの残業手当というのがすごく膨らんでいましたよね。1 人、100 万円単位で計上されていま

したので、私以前から言っていますように、職員体制の充足というか、知識とか経験を持った職員さんを充足させて、そういうことも対応できるようにしたいといけないんじゃないかという旨を発言させていただいたんですけど、そのあたりというのはどういうふうになっていますか。

森野建設部長 昨年の凍結については、本当に特殊な事例でございまして、水道課のほう为主体となって、夜も寝ずにやったところでございますが、こういった事例は予定しても予測ができないものでございますけど、水道課だけに頼らず、建設部内でまず連携して、1人の人に加重にならないように部内で取り組んでいきたいと思っております。

林委員 3条予算についてちょっとお尋ねしますけれども、ページで言えば、3ページからですかね。これですね、収益的収支の収入合計で、営業収益とか営業外収益、前年度に比べて減ということになっています。これの大きな要因というのは何なんでしょうか。

谷村水道課長 収益的収支予算で前年度と比較して、大きく変わったものといましては、収入につきましては、ある程度給水量の減額を見込んでおることです。支出につきましては、維持管理するうえで5年に一度、ろ過砂の入れ替えとか、そういったものが発生します。28年度におきましては、阿惣浄水場と日置の浄水場、この2つの浄水場の砂の入れ替えに、5年に一度の費用がかかっておったと。29年度についてはそれがなくなって、その影響がかなり大きいものがございます。それともう1つが、28年度におきましては、この前委員会のあとご説明いたしました、水道ビジョンを委託しておりました。これにつきましても28年度で完了ということで、29年度には計上されていないということで、これが大きな要因となっております。

林委員 これで終わりにしますけど、今度は4条予算の資本的収支について、お尋ねしますけど、今回配水管の敷設工事とか、田上の浄水場の造成工事、それから大きく言えば大河内ダムの負担金という形で構成されておりますけれども、この企業債ですね、収入の大きな比重を占める、ちょっと企業債の内容とですね、要するに29年度末現在の仮で残高見込みというのをお尋ねいたします。

谷村水道課長 29年度末の残高見込みといたしましては、総額で34億7,446万7,000円となります。これは、前年28年度末の残高と比較いたしますと、7,400万円くらいまで減少するような形となっております。

重村委員長 ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。
討論を行います。ご意見はありませんか。

林委員 それでは、ただいま議題となっております、議案第15号「平成29年度長門市水道事業会計予算について」反対の立場から簡潔に意見を申し上げます。水道は言うまでもなく、住民生活のライフラインであり、下水道と合わせ

て安定的に運営される必要があります。水道事業では今後、ますます節水意識の向上や人口減少などを背景として、給水需要の減少が見込まれ、厳しい経営環境が続く見通しであります。地方公営企業法の第 3 条には経営の基本原則として、「地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない」と明記されております。本年 3 月策定予定の「長門市水道ビジョン」には老朽化した水道施設及び水道管路の更新などは、住民への負担も考えて、過大な投資にならないように留意しながら、一般会計からの補助金などにより、必要な維持管理に重点を置いた事業内容にしていくことが求められております。また、昨年 1 月 24 日から 25 日にかけての強烈な寒波の影響により、市内の一部で断水しておりますが、こうした特殊な事案とは言え、こうしたことから明らかなように、水道に対する知識や経験のある人員確保が必要となりますが、予算書ではこれらの課題に対しても不十分な内容となっております。さらに、平成 26 年度には、治水・利水を目的とした県営の大河内川ダム建設事業の見直し案が明らかになっておりますが、それは、日量 1,000 t の新水源について、「ダム水源案」や「他地区水源からの融通案」、「新代替水源案」などを調査、検討した結果「ダム水源案」が最も経済的であるとして、ダム事業参画継続が決定されております。この見直しにより、市のダム事業負担率は、当初計画の 14.7%から 0.7%となる予定になっておりますが、主要な施策の報告書にもあるように「総事業費は増加、工期も延伸となった。これにより、取水・浄水施設の建設計画も見直しを行う必要がある」との課題も指摘されております。販売水量等、収益の落ち込みが見込まれる中で、深川川水系から暫定水利権を得るためのダム事業が本当に必要なのか、それに伴う取水・浄水施設の建設は優先すべき事案なのか、将来的な見通しが明らかになっていない中、大河内川ダムの利水計画は、本市の水道事業にとっても経営を圧迫する要因になる可能性もはらんでおり、大河内川ダム建設事業の中止を求め、本予算案に対する意見とします。

重村委員長 ほかにご意見もないので、討論を終わります。

採決します。議案第 15 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。

よって、議案第 15 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 16 号「平成 29 年度長門市下水道事業会計予算」を議題とします。

第 1 条「総則」から第 10 条「他会計からの補助金」までを一括して審査します。

執行部の補足説明がありましたらお願いします。

森野建設部長 平成 29 年度当初予算は、公営企業会計移行になりまして 2 年目の予算となります。はじめに、経営の目標である業務の予定量ですが、水洗化戸数を前年度より 70 戸増の 12,090 戸、年間有収水量を前年度より 34,300 m³減

の 3,374,000 m³と定め、建設改良事業費を前年度より 5 億 1,607 万円の大幅減の 6 億 6,725 万 9 千円としております。次に、収益的収入及び支出予算ですが、収入では、年間有収水量に応じた下水道使用料を 5 億 1,453 万 8 千円と見込み、営業外収益と合わせ 17 億 2,013 万円を計上しています。支出では、営業費用として、処理場費や管渠費などの施設の維持管理費用や事業の運営に要する経費のほか、現金支出の伴わない減価償却費等を費用化し、企業債利息等の営業外費用と合わせて 16 億 7,352 万 8 千円を計上しています。次に、資本的収入及び支出予算ですが、収入では、建設改良費の財源として、企業債や国庫補助金等により 9 億 1,084 万 4 千円を見込んでいます。支出では、建設改良費として、東深川浄化センターの機械・電気設備整備工事や仙崎中部地区管渠施設改築更新工事を継続して行う予定とし、企業債償還金と合わせ 13 億 3,318 万 7 千円を計上しています。なお、支出額に対して不足する 4 億 2,234 万 3 千円につきましては、当年度分の消費税及び地方消費税資本的収支調整額や現金支出を伴わない減価償却費等を主とした損益勘定内部留保資金により補填する予定としております。

重村委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

林委員 予算書 5 ページの 3 条予算の収益的収支の営業外費用とか支出のほうですけどね、営業外費用とか特別損失、これは前年度に比べてかなりの減少というふうになっています。ちょっとこの要因は何なのかっていうのを。

田村下水道課主幹 昨年は企業会計の初年度で、概算の見積もりをしておりまして、今年度につきましては、当初予算を計上時点の見込みも含めてやっておりますので、そのへんの違いでかい離が生じております。

林委員 先般全協でも説明がありました。この中で、先ほど部長の、公共下水道のストックマネジメント計画策定業務があります。ちょっと改めてこの委員会の場で明らかにしてほしいんですけど、この公共下水道ストックマネジメント事業について、概要を説明していただけますか。その事業内容。

西島下水道課技術補佐 スtockマネジメント計画策定業務は、今年度 29 年度と 30 年度の債務負担行為で予算計上させていただいておりますが、業務の内容としましては、長門市が管理する公共下水道の 4 処理区にあります、処理場、ポンプ場についての施設の情報収集とか、整理、そういった施設のリスク評価を行い、各施設の目標を設定するなど、長期的な改築事業のシナリオを設定することを目的として計画しております。

林委員 ちょっとこれで終わりにします。先ほど部長の補足説明で、4 条予算の資本的収支のお話がありました。その差額、収入と支出の差額については、内部留保資金とかを活用するとおっしゃいましたが、ちょっとこれ、支出のほ

うですけども、建設改良費が、先ほど田村主幹のお話でもあったかと思うんですけど、これは前年度からかなり増減、下がっていますよね。これの要因というのは。やっぱり先ほどと同じ理由でよろしいのでしょうか。

田村下水道課主幹 委員おっしゃられますように、どうしても企業会計、立ち上がりのときですので、ちょうど概算的な部分の要素が強くて、これもやはり今回は、予算計上時点の計数を加味しておりますので、違います。

西島下水道課技術補佐 今主幹が説明した以外の理由として、現在東深川浄化センターで改築工事を行っております。今年 4 月に汚泥処理機能を発揮するということで、そういった設備改築のために、昨年度大きく投資しておりますけれども、その分が来年度は若干落ちたという要因がございます。

重村委員長 ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。

討論を行います。ご意見はありませんか。

ご意見もないので、討論を終わります。

採決します。議案第 16 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。

よって、議案第 16 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 17 号「長門市都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

森野建設部長 補足説明は特にございませぬ。

重村委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

先野委員 議案 17 号について、長門市都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例のことです。概要には、公園等の設置が義務付けられる開発区域の面積の最低限度の緩和について定めるものとあります。それだけでは分からないので、詳しく説明をしていただければと思います。

中野都市建設課長補佐 都市計画法では、宅地造成をする場合には、良好な市街地の形成を図るために、開発区域の面積が 0.3ha 以上、5ha 未満の開発行為にありましては、原則として、開発面積の 3%以上の公園、もしくは緑地、または広場を設置することとなっております。しかしながら、地域における公園整備が一定程度進捗しているということを踏まえまして、小規模の公園等の管理について、地方自治体の負担が増加しているということを踏まえまして、地方自治体の判断において、公園等の設置が義務付けられる開発区域の面積の最低限度につきまして、この度、緩和ができるものの法改正が行われましたことから、この最低限度を 0.3 から 1 ha 超えるものという形に緩和するというものを条例で定めるものでございます。

重村委員長 ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。

討論を行います。ご意見はありませんか。

ご意見もないので、討論を終わります。

採決します。議案第 17 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) 挙手全員です。

よって、議案第 17 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 18 号「ながとスポーツ公園条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

森野建設部長 ながとスポーツ公園につきましては、今年度で工事が完成いたしまして、4 月のゴールデンウィーク前をオープンする予定にしております。このため、施設の使用料等の必要な事項を本条例で定めるものでございます。

重村委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

先野委員 今のところですが、これの値段がここに説明のところに、1 人につき 1 回につきというふうに載っています。これは。市の使用料条例か何かの関係で決められたということでもいいんですかね。

福田都市建設課都市整備係主査 使用料につきましては、算出根拠なんですけども、長門市には使用料の適正化における基本方針というものの、平成 21 年に策定され、22 年に改定されたものがございます。この基準により、算定し、コストを算出して、使用料の設定を行っております。

先野委員 説明の中の備考の 4 番なんですけど、「グランドゴルフ場の占有使用は 20 人以上の団体が使用する場合において適用する」と書いてあります。占有の意味が僕ちょっとよう分からのやけど。これ 18 人とか 17 人じゃ駄目なんですか。使用することはできないんですかね。

福田都市建設課都市整備係主査 この 20 人についてなんですけれども、占有というのが、20 人以上の団体がグランドゴルフ場を独占して使うような形を示しております。この 20 人につきましては、市内のほかの施設において、団体において、何らかの割引のようなものを適用している場合について、20 人というものを設定されている施設があること、そして県内他市にもグランドゴルフ場というのを持っておるわけなんですけれども、こちらについても団体割引等の適用している場合は、20 人以上というふうになっております。実際にこのへんのグランドゴルフの使用されている利用実態を見ても、スポーツ公園の近くでいきますと、赤崎山であるとか、小河内公園グランドで、グランドゴルフをされているということなんですけれども、利用実態におきましては、2, 30 人以上の団体ということで、だいたい 3 時間から 4 時間使用されているということが多数であります。この利用実態等を見ましてこのような設定といたしました。このグランドゴルフ場なんですけれども、そういう団体だけではなく、個人の方が利

用されることも想定しております。通常時にこういう広いコースを独占使用するということは、本来好ましくないものというふうに考えておりますけれども、実際市内でのグランドゴルフの使用実態等を勘案して、このような設定としたところであります。

先野委員 他市との比較というのは、お金の額ですか。他市というかよそのところと比較して決められたのかどうか、そこもお聞きします。

福田都市建設課都市整備係主査 料金につきましては、最初に説明させていただいたように、使用料の適正化における基本方針というものにより、算定しております。ただ、この結果につきましては、県内他市の施設とも比較をしております。結果論から言いますと、今お話に出ているグランドゴルフ場につきましては、県内他市、長門市を除くグランドゴルフ場というのは 5 施設ありますけれども、これにつきましては、平均してみますと長門市とほぼ同額の結果となっております。

重廣委員 今の使用料のところなんですけど、教育委員会のほうに登録されております、社会教育団体という組織がございまして、社会教育団体に登録しておると、体育館等の使用料が免除と言いますか、減免されるという措置があるんですが、ここの場合は、そういう措置はないんですか。

福田都市建設課都市整備係主査 今提出させていただいている条例案については、中では多目的広場を高校生以下の児童生徒が使用するときは 5 割引きとすることで設定しております。今の質問に出ました、減免等に関しましては、規則の中で規定していくこととなりますけれども、減免につきましては、受益者負担という考え方を基本としております。そこのところを考慮した結果、結果論から申しますと施設の利用促進等の効果を考慮した結果、今の市内の各協会とか、スポーツ少年団であるとか、そういう各種協会等が主催する大会等においては、減免措置を適用する予定としております。

林委員 これは午前中の予算審査のときにもいろいろあったので、条例審査の中で聞いてみたいと思うんですけど、14 条ですね、指定管理者に管理を委託することができるという。この、ながとスポーツ公園っておそらくこれは、正式な「ながとスポーツ公園」というのが名称なんだろうけど、おそらく愛称みたいなのもおそらく公募かけるんでしょうよ。それはそれでいいんですけど、この指定管理者というのは、どういうところが受け皿として、公園を管理するのかっていうのが非常にちょっと、若干見えない部分があるんですけど、そのへんどういうふうな想定をされているんですか。今現段階で。

福田都市建設課都市整備係主査 先ほど予算審議のときには、業務委託ということで、説明をさせていただいたんですけども、今回条例の中では指定管理者ができるような規定等しております。想定される団体としては、市内の各ス

ポーツの協会であるとか、そういうものを想定しております。市外まで幅を広げて考えた場合は各メーカーさんであるとか、そういう事例もありますので、まずそういったものが対象になるのではないかと思います。指定管理におきましては、将来的な意向を視野に入れながら今回、新設の施設ということで、こういう形で条例のほうを上げさせていただきました。

林委員 一応条例では指定管理に委任することはできるんだけど、条例上ですよ。ただ、5月オープン以降の管理については、たとえば業務の一部をここにあるように、スポーツ公園内の管理については、たとえばですよ、だからここにしなさいという意味じゃないですよ。たとえば、シルバー人材センターに業務委託するとかっていうことは、ありうるってことです。そういう受け皿が本当にできて、たとえばスポーツ振興会とかを中心に、そういう受け皿ができたときには、この14条が場合によっては発動されるということで考えてよろしいんでしょうか。

福田都市建設課都市整備係主査 そのとおりでございます。

重村委員長 ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。

討論を行います。ご意見はありませんか。

ご意見もないので、討論を終わります。

採決します。議案第18号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) 挙手全員です。

よって、議案第18号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第22号「長門市証明等手数料条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

森野建設部長 補足説明はございません。

重村委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

ご質疑もないので、質疑を終わります。

討論を行います。ご意見はありませんか。

ご意見もないので、討論を終わります。

採決します。議案第22号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。

よって、議案第22号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第27号「長門市営住宅条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

森野建設部長 公営住宅ストック活用計画に基づきまして、老朽化した正明市住宅の全部で6戸、板持住宅の全部6戸、それに立野住宅の一部4戸になります。これにつきまして、今年度に解体をいたしますことから、所要の改正を行

うものでございます。

重村委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

重廣委員 条例改正でこういうことを聞いてはいけないのかもしれませんが、解体したあとの跡地利用というのを、よく市民の方が、解体したら何になるんやろうかという話があるんですけど、今の段階で、何にするというのがあったら、差し支えなければ伺いたいんですけど。

宗村都市建設課長 現在のところはしっかりした使い道は決まっております。ただ、地元のほうからはコミュニティーとかに使いたいというような話は聞いているところでございます。

重村委員長 ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。

討論を行います。ご意見はありますか。

ご意見もないので、討論を終わります。

採決します。議案第 27 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。

よって、議案第 27 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 28 号「長門市水道事業の設置等に関する条例及び長門市簡易水道事業に地方公営企業法を適用する条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

森野建設部長 現在長門市の水道事業は、合併前の経営認可に基づきまして、2 つの上水道事業と 5 つの簡易水道事業を行ってまいりました。今後経営の効率性、透明性の向上、あるいは経営基盤の強化を図る観点から、油谷上水道事業、三隅上簡易水道事業、三隅中簡易水道事業、三隅下簡易水道事業、日置簡易水道事業について、長門上水道事業へ統合することから、所要の改正を行ったものでございます。

重村委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

ご質疑もないので、質疑を終わります。

討論を行います。ご意見はありますか。

ご意見もないので、討論を終わります。

採決します。議案第 28 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。

よって、議案第 28 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第 31 号「市道路線の認定について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

森野建設部長 議案のほうに表に書かれておりますが、少し詳しく説明させて

いただきます。表の一番上の、大泊 4 号線でございます。起点のほうに市道大泊 3 号線がございまして、終点側も市道大泊大日比峠線、この両方の市道を結ぶ路線でありまして、青海島多目的集会所が隣接していることから、この度市道認定するものでございます。その次の、面河内線、これにつきましては、県道長門秋芳線の改良事業に伴いまして、市道の起点を変更し、市道認定するものでございます。次に殿台坂水線、これも県道長門秋芳線の改良事業に伴いまして、市道に降格する部分を市道認定するため、終点を変更するものでございます。次に坂根 3 号線、これは国道 491 号の改良事業に伴いまして、市道に降格する部分を市道認定するものでございます。次にスポーツ公園線、これは県のほうで整備されております、深川川の管理道をながとスポーツ公園のアクセス道として今後、管理していくため、新たに市道認定するものでございます。最後に喜三田線、これにつきましては山陰道長門俵山道路の整備に伴いまして、通学路としても利用されておりました、元の農道になりますが、これが付け替えられるため、市道認定するものでございます。

重村委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

重廣委員 市道スポーツ公園線というのがございますが、今まで河川の側ですから、法面と 4m の堤防というのは、県管理だったと思います。今までは。堤防ですから、ちょうど観月橋にいくまでの右岸ですよ。今工事されていますので。これは県のほうが市道にしてくださいという依頼があったのか、市のほうから県に管理されている堤防を市道にさせてくださいと言われたのか。その 1 点だけ伺います。

宗村都市建設課長 ながとスポーツ公園線につきましては、ジョギングコース等、走る方もいらっしゃいますので、市街地からのどうしてもアクセスが欲しいということで、県に要望していたところでございます。また、岩穴鬼衛門の岩穴等もありまして、実際には小学校の研究等にも見学等に使われておりますので、そこをまず県のほうにおいて、管理道として整備していただき、のちに兼用工作物として市道認定して、市のほうが管理することとなっております。

重廣委員 ここはですね、市道になるわけですが、車が通って奥に駐車場等はないと思うんですが、そのあたりは、歩くための市道になるわけですか。車が通るため。そのあたりはどうなんでしょうか。

宗村都市建設課長 幅員につきましては、3m を確保しておりますが、こう配的にも危険なところ等ありまして、実際に車が通ることはできません。ただ、管理用道路としては使いますので、緊急車両なり、管理のための車両は入りますが、通常におきましては車止めにおいて、途中までは、今まで通れるところは、ちょうど堰のあたり、堰の手前、図面によると光浄寺とありますが、その真横

のあたりまで車が入りますが、そこまでは車両進入できますが、それ以降につきましては、車止めにおいて歩行者なりの通行といたします。

重廣委員 こちらからも通れますと、通路的に 1 ヶ所だけじゃないですから、いいなと思うんですけど、ただ今言われた広いところまでに車がずっと止まって、路上駐車的なものが増えてくるという恐れがあると思うんですが、そういう対策はどうされるんでしょうか。

宗村都市建設課長 はっきり看板が設置できるかどうか分かりませんが、看板等でのそのへんの周知を徹底するには心がけたいと思います。ただ、河川敷がありますので、その看板の位置等今から、県と協議したうえで、そういった処置を取らせていただきたいと思います。

重村委員長 ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。

討論を行います。ご意見はありませんか。

ご意見もないので、討論を終わります。

採決します。議案第 31 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。

よって、議案第 31 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。

これで文教産業常任委員会を閉会します。どなたもご苦労様でした。

— 閉会 13 : 44 —